

自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう

～保険等の加入が義務付けられています～

■自転車損害賠償責任保険等の加入を義務とする条例の制定

愛知県では、県の定めた「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられています。自転車に乗る方は保険に加入する必要があります。

■自転車損害賠償責任保険等とは

自転車損害賠償責任保険等とは、自転車を利用しているときに、他人の生命または身体が害された場合に損害賠償を補償することができる保険または共済のことです。さまざまな種類がありますので、加入状況の確認には、次の「自転車損害賠償責任保険等の加入状況の確認」を確認してください。

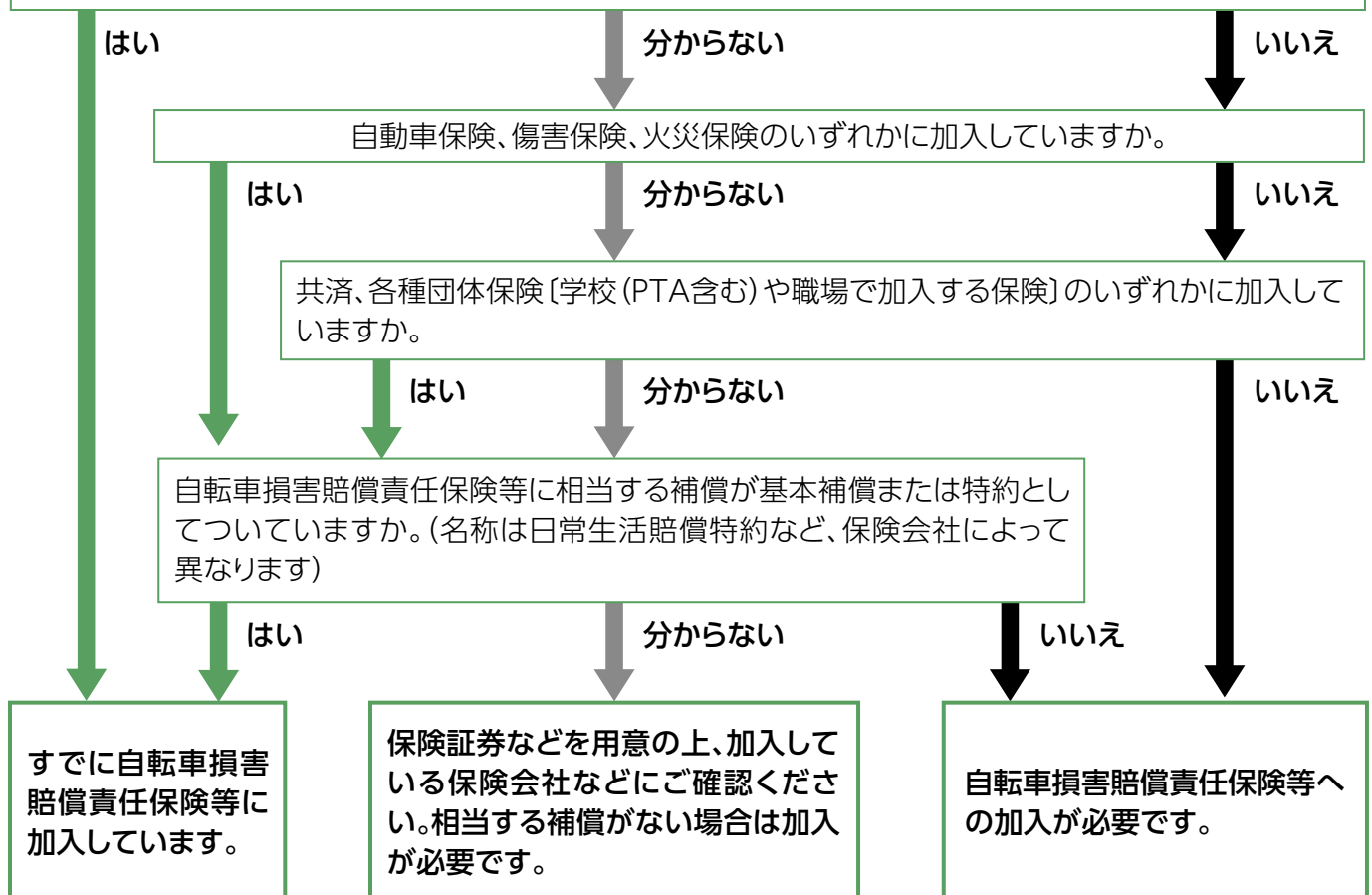


近年、自転車事故などで相手方を死傷させた場合に、高額の損害賠償を命じる判決が相次いでいます。万が一に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

自転車損害賠償責任保険等の加入状況の確認

自転車損害賠償責任保険等は、自動車保険や火災保険、傷害保険など、他の保険の特約として付帯されている場合もあります。まずは自身や家族の加入状況を確認しましょう。(家族が加入されている保険などで補償対象となっている場合もあります)

自転車利用中の事故により他人にけがをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命または身体の損害を補償できる保険などに加入していますか。



■問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48) 1111 (内1210)

